

木曾川・大野滑空場 運航要領

一般社団法人

東海・関西学生航空連盟

1. 目的

本要領は、木曾川滑空場及び大野滑空場で滑空機を運航するために必要な事項を定め、航行の安全及び円滑な運用を確保することを目的とする。

2. 木曾川・大野滑空場に関連する各訓練空域(別添1参照)

(1)木曾川訓練空域

木曾川滑空場(北緯35度12分24秒 東経136度40分54秒)を中心とした半径5NMの円のうち、北緯 35 度 21 分 12 秒 東経 136 度 38 分 49 秒と北緯 35 度 09 分 00 秒 東経 136 度 43 分 10 秒を結んだ線以東及び中部 VOR/DME から 18NM の円弧の内側を除いた区域であって、高度は地表から4000FTまでの空域をいう。

(2)通常訓練空域

木曾川訓練空域のうち、CK1-2-2と同一の区域であって地表から2500FTまでの空域をいう。

(3)特別訓練空域

木曾川訓練空域と同一の区域であって、高度は 2501FT から 4000FT までの空域をいう。

(4)大野訓練空域

大野滑空場(北緯35度27分10秒 東経136度35分56秒)を中心とした半径5NM円の区域であって、高度は中部TCAの下限までの空域をいう。

(5)A空域

VHF 無線機及び ATC トランスポンダー又は VHF 無線機のみを搭載した滑空機でなければ使用することのできない、木曾川滑空場-大野滑空場間を飛行するために確保された区域であって、高度は地表から 3500FT までの空域をいう。

3. 滑翔飛行の安全基準

(1)航空法規のほか日本学生航空連盟滑空スポーツ訓練実施規則を厳守する。

(2)同一及び近接する上昇風帯内における滑空機相互のセパレーションは次のとおりとする。

a 上昇風帯では先に旋回中の滑空機を優先し、先入機と同一方向に旋回するものとする。

b 上昇風帯では滑空機は相互に高度差150m以上、水平距離500m以上の間隔を維持しなければならない。

c 滑空機は互いに無線で高度、上昇率、位置及び飛行方向などを確かめ、他機を確認できる位置を保たなければならない。

(3)昼間で有視界気象状態時のみ実施する。

(4)他の訓練滑空機及び滑空場運航指揮所(以下、「ピスト」という。)と連絡が取れるよう、滑空機訓

練用携帯無線局を搭載する。

(5)木曾川訓練空域以外の空域を飛行する場合に使用する空域は次のとおりとする。

- a VHF 無線機及び ATCトランスポンダーを搭載した滑空機にあっては、中部 TCA 下限までの空域
- b VHF 無線機のみを搭載した滑空機にあっては、中部 TCA 下限から更に 500FT 以下までの空域
- c 大野訓練空域における VHF 無線機を搭載していない滑空機にあっては、中部 TCA 下限から更に1000FT 以下までの空域

4. 木曾川滑空場での運用方法

(1)飛行時間

- a 通常訓練空域の使用は日の出から日没までとする。
- b 特別訓練空域の使用は 9 時 30 分から 16 時 30 分まで(日本時間)とする。

(2)連絡方法

- a 特別訓練空域を使用する場合には、関西空港事務所航空管制運航情報官運用室(以下、「関西 FAIB」という。)へ連絡し、その指示に従う。
- b 特別訓練空域を使用しなくなった時は速やかに関西 FAIB に連絡する。
- c 開始時に通常訓練空域内での飛行の調整を行った場合であっても、その後特別訓練空域を使用する場合は関西 FAIB へ連絡を行い、その指示に従う。

(3)各空域の高度は、関西 FAIB から電話で指示があった場合は、その指示された高度以下とする。

(4)ピストは、飛行中の滑空機と AM 無線で連絡をとり、中部TCAをモニターし、通過機等の情報を提供する。

また、中部 ATIS をモニターし、中部空港の運用状態を把握する。

(5)中部国際空港で RWY18 運用中は通常訓練空域での飛行に限る。

特別訓練空域を使用中に、使用滑走路が RWY36 から RWY18 に変更があった場合は、関西 FAIB より滑空場携帯電話に連絡が入る。ピストは特別訓練空域を飛行中の滑空機へ降下を指示し、木曾川訓練空域に降下が終了した時点で直ちに関西 FAIB に連絡する。

5. A空域の運用方法

(1)中部国際空港が RWY36 使用時にのみ使用する。

(2)CK1-2-1 の空域を通過する場合は、中部 TCA に通報する。

6. 木曾川滑空場及び大野滑空場から 9km 圏外での飛行について

(1)航空法に基づき、フライトプランを関西 FAIB へ、機体、機長、1 回の飛行(離陸から着陸まで)ごとに電話で通報する。

(2)機長は、航空従事者技能証明を有する者とする。

(3)当該飛行は VHF 無線機を搭載した滑空機に限る。

(4)フライトプランの提出が必要なフライト毎に関西 FAIB に電話でプランファイルを行う。

(5)飛行中にプランファイルが必要となったときは、ピストから関西 FAIB にフライトプランをファイルした後、5NM 圏外に進出する。

(6)離陸時刻及び着陸時刻を関西 FAIB に通報する。

- (7)フライトプランの内容を変更する場合(予定に反して 9km 圏外に出られない、目的地変更等)は大阪 INFO に通報する。
- (8)エンルートでは著名な地点の通過、以後の予定などを中部 TCA 又は大阪 INFO に通報する。
- (9)ピストは当該飛行実施中、関西 FAIB と連絡がとれる体制を整える。

7. 附則

- (1)本要領内にある「関西空港事務所航空管制運航情報官運用室」は、令和 3 年 9 月1日から令和 3 年 9 月 30 日までの間「中部空港事務所航空管制運航情報官室」と読み替える。
- (2)本要領内にある関西 FAIB 直通電話番号は、令和 3 年 9 月1日から令和 3 年 9 月 30 日までの間「0569-38-2158」と読み替える。
- (3)本要領内にある「大阪 INFO」は、令和3年9月1日から令和3年9月30日までの間「中部 INFO」と読み替える。

別添

- 別添1 木曾川・大野滑空場に関連する各訓練空域
- 別添2 関係機関連絡先、関係周波数一覧